

元土第 379 号

令和元年 8 月 14 日

各建設業関係団体の長 様

愛媛県土木部長

(公印省略)

入札・契約制度の改善について

令和元年度における入札・契約制度の改善について、愛媛県建設業審議会に諮問したところ、8月7日付けで答申を得たところであります。

については、この改善方策について、別紙のとおり実施することとしましたので、貴職におかれましてもこの趣旨を十分にご理解のうえ、入札・契約に係る事務手続に遺漏のないよう、貴会会員に対して周知・徹底をお願いします。

なお、関連する規程等の改正については別途通知します。

【担当】

愛媛県土木部土木管理局土木管理課

筒井、木戸岡、西谷、安永（連絡先：089-912-2643）

## 令和元年度入札・契約制度の改善について

### ○総合評価落札方式の見直し

全ての下請を含む施工体制の計画を評価すること

【 諮 問 案 件 】

総合評価落札方式の見直し

（ 現 状 ・ 課 題 ）

本県における総合評価落札方式の入札においては、県内業者の育成を目的として、平成27年度から、一次下請に県内業者を活用する施工体制の計画について、加点評価を行っている。

しかしながら、当該項目の加点を受けて受注した業者が、一次下請の県内業者を介し、実質的には二次下請の県外業者に工事の主要な部分を請け負わせている事案を確認した。

同様の事案が続くようであれば、目的である県内業者の育成を確実に図ることができない。

《愛媛県の総合評価落札方式》

区 分	標準型 (WTO対象工 事)	簡易型		
		施工計画型	実績確認型	簡易実績型
適 用 範 囲	予定価格 22億9千万円以上	設計金額 1億円以上	設計金額 3千万円以上 1億円未満	設計金額 8百万円以上 3千万円未満 ※
評 価 区 分	技術提案	○		
	施工計画		○	
	企業の施工能力		○	○
	配置予定技術者		○	○
	地理的要件		○	○
	地域貢献度		○	○

( 改 正 案 )

○「全ての下請を含む施工体制の計画」を評価 (令和元年10月～)

〔改正内容〕

(改正前)

評価内容	評価基準	配点
一次下請を含む施工体制の計画	全ての一次下請業者が県内業者である又は元請業者が県内業者で工事の全てを自ら施工する	5
	上記以外	0



(改正後)

評価内容	評価基準	配点
全ての下請を含む施工体制の計画	全ての下請業者 (二次以下を含む) が県内業者である又は元請業者が県内業者で工事の全てを自ら施工する	5
	上記以外	0

〔改正理由〕

一次下請だけでなく、二次以下を含む全ての下請業者が県内業者である施工体制の計画のみを評価することにより、県内下請活用の強化を図り、県内業者のより確実な育成が期待できる。

## 【 報 告 案 件 】

### 1 工事成績評定点に係る運用の見直し

#### ( 経 緯 等 )

県発注工事においては、工事成績評定点の採点に当たり、当該工事における法令違反等により入札参加資格停止措置や建設業法に基づく監督処分などが行われた場合、工事成績評定要領に基づき下記のとおり減点を行っている。

また、本県における建設業者の格付け並びに入札後審査型一般競争入札の入札参加資格要件及び総合評価においては、その業者の評価等に当たり、過去に受注した県発注工事（土木部及び農林水産部発注工事のみ）の完成検査時の工事成績評定点をもとに算出した平均点を適用している。

そのため、工事の完成検査後に工事成績評定点の減点を伴う措置が行われたとしても、その後の格付けや入札における評価等に影響はなく、完成検査前に措置が行われた業者もある中、不公平な状況となっている。

措置内容	点数
1. 入札参加資格停止6ヶ月以上	-20点
2. 入札参加資格停止4ヶ月以上6ヶ月未満	-15点
3. 入札参加資格停止2ヶ月以上4ヶ月未満	-13点
4. 入札参加資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-10点
5. 文書注意（指示処分（建設業法第28条第1項）等）	-8点
6. 口頭注意（指導（建設業法第41条第1項）、是正勧告等）	-5点
7. 安全管理が不適切であったことから、工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合 （不問で処分した案件も減点の対象とする。ただし、もらい事故や交通事故は含まない。）	-3点

#### ( 見 直 し 内 容 )

前年度末時点の工事成績評定点をもとに算出した平均点を適用

（入札：令和2年5月～、格付け：令和3・4年度～）

完成検査後に工事成績評定点の修正があった場合は、翌年度に発注する入札から、修正後の工事成績評定点をもとに算出した平均点を入札参加資格要件及び総合評価における評価等に適用する。

また、建設業者の格付けにおいては、定期受付の前年度末時点の工事成績評定点をもとに算出した平均点を適用する。